

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和3年6月11日（金）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
定例会の追加提案事項について	3
定例会の日程について	3
本会議の会議録署名議員について	4
発言通告について	4
特別区議会議長会の要望事項について	4
行政視察について	6

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和3年6月11日（金）		午前8時58分～午前9時10分	
場 所	第3・4委員会室			
出席理事 (8名)	理 事	大 泉 やすまさ	理 事	井 口 かづ子
	理 事	島 田 敏 光	理 事	山 田 耕 平
	理 事	奥 山 たえこ	理 事	太 田 哲 二
	理 事	新 城 せつこ	理 事	岩 田 いくま
欠席理事	(なし)			
理事以外の 出席議員	議 長	大和田 伸	副議長	山本 ひろ子
出席理事者				
事務局職員	事 務 局 長	渡 辺 幸 一	事 務 局 次 長	内 藤 友 行
	庶 務 係 長	久保井 悦 代	調 査 係 長	武 士 清 亮
	議 事 係 長	蓑 輪 悦 男	担 当 書 記	出 口 克 己

(午前 8時58分 開会)

大泉理事 ただいまより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

大泉理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、5月31日、6月3日の1回目、また6月3日の2回目の計3回分について事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《定例会の追加提案事項について》

大泉理事 次に、定例会の追加提案事項について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 それでは、資料1を御覧ください。区長から、補正予算1件と、先日内容の一部に不備があったため撤回のあった報告案件、杉並区土地開発公社の経営状況について外5件について、再度の提案が予定されています。この後開催の議会運営委員会で理事者から説明がある予定です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、この件については、この後の議会運営委員会で理事者から説明があります。

《定例会の日程について》

大泉理事 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料2を御覧ください。区長提出の追加議案を審査するため、日程を追加いたします。追加日程は網かけ部分です。この後午前9時30分から議会運営委員会を開催、6月11日金曜、全員協議会終了後、本会議を開会し、補正予算の議案上程、委員会付託。6月16日水曜午後1時から付託委員会として総務財政委員会を開催。

以上日程の追加を提案させていただきたいと存じます。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、この件については、この後の議会運営委員会に諮ることといたします。

《本会議の会議録署名議員について》

大泉理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料3を御覧ください。先ほどの説明のとおり、第2回定例会の本会議の日程が追加される見込みです。追加日程の会議録署名議員は、網かけ部分です。

大泉理事 この件については、よろしく願いいたします。

《発言通告について》

大泉理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料はございません。再度、発言通告の期限について御周知させていただきます。

本会議最終日、6月17日木曜の本会議の発言通告につきましては、再度提出される財団等の報告を含め、6月15日火曜午後5時まで。なお、追加議案である補正予算の発言通告につきましては、6月16日水曜、総務財政委員会終了後30分後までとしてはいかがでしょうか。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 報告案件ですね、1つ既に私たち連携から1人発言通告が出ておりましたけれども、それはもう何もしなくてもそのまま生かされると考えてよろしいでしょうか。

議会事務局次長 一応撤回されましたので、再度の通告をよろしく願いしたいと思えます。

大泉理事 再度の通告をお願いしたいということです。よろしく願いいたします。

それでは、発言通告の期限については、この後の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《特別区議会議長会の要望事項について》

大泉理事 次に、特別区議会議長会の要望事項について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料4を御覧ください。5月31日の議運理事会におきまして各会派からの御意見をいただき、全会派の一致の案件のみ残し、一部文言の修正をしたものです。

この内容にて御協議いただきたいと存じます。また、要望事項につきましては、順位づけが必要でございますので、この点についても御協議いただきたいと存じます。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。——それでは、今次長からもありましたとおり、この議長会要望事項についての順位づけということですが、3本

あるうちの1つは国に対しての要望ということなので、これは順位づけは不要ということになります。残りの2本がともに東京都に対しての要望ということになりますので、これについての順位づけを行う必要があるということですので、この件について御検討員のある方いらっしゃいますでしょうか。

井口理事 個人的には緑地保全ですけれども、東京都に出すのですから、全体的なことを考えますと、児童虐待が位置づけとしたらいいんじゃないかなと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

大泉理事 ただいまそのような御意見をいただきましたけれども、ほかに何か御意見は。

奥山理事 私たち連携では、緑地保全のほうを優先したいと思います。児相のほうも重要なんですけど、これはたしかほかの機会でも既に要請をしている。特別区の意味は東京都に伝わっていると思いますので、それは引き続きということで考えられるんじゃないかということが理由です。

大泉理事 この際ほかの会派の皆様にも御意見を伺えればと思うんですけども。

島田理事 提出されたのが自民さんなので、お任せします。

山田理事 どちらの言い分も分かるところなので、提出者の自民さんにお任せします。

太田理事 前に誰かが生産緑地の何%ぐらいどうのこうのと、あのときの記憶だと、生産緑地が30何ヘクタールぐらいあって、9割ぐらいは延長するというのか、1割ぐらいが2022年で生産緑地やめたということは、三、四ヘクタールかなというようなことだと、それぐらい区が買うのかどうか難しい問題があるけれども、差し迫ったとにかく2022年、今年が2021年か、とにかく割と差し迫っている話だから、こっちのほうがいいような気がするんですよ。

新城理事 私たちも期限の限られた緊急性ということから考えると、みどりのほうかなというふうに思っていたんですが、一方でまた、児相もいろいろ準備も始まっているということもあって、これはいろいろ甲乙つけ難いというふうな気持ちで見えていました。会派としての意見も同じです。お任せします。皆さんで一致するところでオーケーだと思います。よろしく願いいたします。

岩田理事 両方とももともとが自民さんが出されたものだと思いますので、自民さんがつけた優先順位がいいと私は思っています。

大泉理事 それでは、皆さんの御意見をお伺いしたところ、おおむね、案件としては2つとも甲乙つけ難いというような御意見はある中で、提出者である自民党の優先順位を尊重していただけたというような御意見がありました。その上で、今回井口理事のほうからは児相のほうをしっかりとというようなお話がありましたので、児相のほうを理事会

の中では優先順位1位というような形で決めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 では、そのような形にさせていただきます。

《行政視察について》

大泉理事 次に、行政視察について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料はございません。5月31日の議運理事会におきまして各会派からの意見を聞いたところ、感染状況に配慮しつつ各議員、各会派の責任において開催の可否、参加、不参加を判断する、また実施や参加する場合は感染症対策を行う、ワクチン接種の取組が成功している自治体へ感染が落ち着いた頃に行きたいなどの意見が出されました。他の会派の意見を聞きたいと存じます。

なお、繰り返しのお願いになりますが、2定の最終日までに例年実施しております常任委員会の行政視察につきましては、実施の可否について決めていただきたいと存じます、この場におきまして実施の方向性を決めた上で、本日は持ち帰り事項として17日の2定最終日の議運理事会において実施の方向性について協議することとしてはいかがでしょうか。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

岩田理事 取りあえずは行政視察、委員会視察等に限定してということでもいいんですかね。要は会派会派視察だとか個人視察は、最終的には会派なり議員個人の良識、政治活動の自由もありますので、その良識でそれぞれが判断することだと思いますけれども、なかなかちょっと杉並区議会の中でも理事会の席なので言葉は選びますが、緊急事態宣言が出ている東京ですよ、私たちいるのは。そこから緊急事態宣言が出ている自治体、なおかつぎりぎり期間はかぶっていませんけれども、学校の休校にまで踏み切らざるを得なかった自治体に視察に行っている議員も杉並区議会から出ているので、その辺は個人の判断というふうにしてしまうのか、一定程度区議会としてできればこうしようというレベル、最後は、強制はできないと思いますので、そういったことについてはどうするのかというのは一応問題提起としてさせていただきたいと思います。

大泉理事 杉並区議会としてどうするかということ、この理事会の中で各会派の御意見を伺った中で、どういった取決めをするのがいいのかといったところをお知恵をいただきたいところでございますけれども、差し当たりのところは時間的な期限があるものとして第2回定例会の最終日までに行政視察に関して、委員会視察ですね、こちらに関してだけは少なくとも決めなければいけない。とはいいいながら、今緊急事態宣言下と

いう中で、20日でこれが解除となるのか「まん延防止等重点措置」に移行するというような話もあるようにも聞いておりますけれども、その辺りの見極めというのは現段階ではなかなか厳しいのかなというふうに思っております。そういった中で今岩田理事からも御意見ありましたとおり、各個人的な視察であるとかまた会派で御判断される視察、こういったものまでも今ここで縛るということはなかなか難しいというのが率直な印象でございます。そうした中で、今日に関しては、事務局から説明もありましたとおりの常任委員会の行政視察についての判断をさせていただいて、あとは緊急事態宣言の推移、どういうふうになるのか、そういったことも含めて個人視察等々というのはまた別枠で引き続き協議というふうな形にさせていただきたいと思っております。

以上のことを考えますと、一旦本日については行政視察についての判断というものを最終日にはしなければいけないということなので、これを各会派の皆様にも御意見を聞いてきていただいた上で、17日の最終日に決定をしたいというふうに考えておりますけれども、そのような方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、次回までに各会派で御意見をまとめていただくようお願いをいたします。

日程は以上となりますけれども、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会といたします。

(午前 9時10分 閉会)